桜町訪問入浴ステーション運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人聖ヨハネ会が開設する桜町訪問入浴ステーション（以下「事業所」という。）　が行う指定訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員（以下「訪問入浴介護従業者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の指定訪問入浴介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助及び介護予防に資する支援を行い、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図る。

２　指定訪問入浴介護事業の実施に当たっては、関係区市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他の地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者等との綿密な連携を図る。

（事業所の名称等）

第３条　指定訪問入浴介護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1)　名　称　　桜町訪問入浴ステーション

2)　所在地　　東京都小金井市桜町１－９－５　　桜町高齢者在宅サービスセンター２階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1)　管理者　　　　　　　１名

管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準(以下「基準」という。)を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2)　訪問入浴介護従業者は、次の職種、員数を配置する。

１回１訪問入浴車(チーム)あたり、次の従業者を配置する。

介護職員　　２名以上

看護職員　　１名以上

3)　サービス提供責任者として、訪問入浴介護従業者の中から専従常勤者１名以上を配置し、衛生管理や他の従業者の指導等行うとともに利用者が安心して訪問入浴できるように配慮する。

4)　事務職員　　　　　　１名　　（通所介護事務を兼務）

事務職員は、指定訪問入浴介護の補助的業務及び必要な事務を行う。

（営業日、営業時間及びサービス提供時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1)　営業日　　月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日の間は休業とするが、敬老の日は営業日とする。

2)　営業時間　　　　　　午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。

3)　サービス提供時間　　　午前 9 時　から午後 5 時　までとする。

（訪問入浴介護の内容及び利用料等）

第６条　指定訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。

1)サービス内容

(1)　入浴の場合：　健康チェック、洗髪、洗顔、洗体 、更衣、ベットメイキング
爪切り、電気カミソリ(利用者所有)によるひげそり

(2)　清拭、部分浴の場合　：
健康チェック後入浴が困難な場合は、体調に合わせて
清拭、部分浴(足浴、手浴、など)

2)　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて適切に行う。

3)　介護予防訪問入浴介護については、そのサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

2　　次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
市境を越えて片道概ね 1 ㎞以上の場合、1 ㎞につき 10 円。

3　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける。

（事業の実施地域）

第７条　事業の実施地域は、次の地域とする。

1)　通常の事業実施地域　　　　小金井市全域

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第８条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための、以下の措置を講じる。

１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を
活用して行う
ことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結
果について、従業者に十分に周知する。

２）虐待防止のための指針を整備する。

３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
４）前３)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（秘密保持）
第９条　事業者及び当事業所に従事する訪問入浴職員、その他の職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。
2　　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は利用者等の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。
3　　当事業所に従事する職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（訪問入浴介護の具体的取扱方針）
第 10 条　訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによる。
1)　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を的確に把握し、必要なサービスを適切に提供する。
2)　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
3)　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
4)　指定訪問入浴介護の提供は、1 回の訪問につき、看護職員 1 名及び介護職員 2 名をもって行うものとし、これらの者のうち 1 名を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治医の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
5)　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

（サービスの利用に当たっての留意事項）
第 11 条　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、居宅における業務が円滑に進むようあらかじめ利用者及び家族に下記の諸事項について協力を求める。
1)　食事摂取は入浴開始のおおむね 1 時間前までに済ませておく。
2)　浴槽を設置するスペースの確保及び入浴場所の室温の調節。
3)　タオルや着替え等の準備。
4)　駐車スペースがある場合にはスペースの確保。

（相談、苦情対応）
第 12 条　事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、事業者自ら提供した指定訪問入浴介護又利用者自らがケアプランに位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。
2　苦情の内容等の記録は、２年間保存します。また、相談・苦情対応の体制、手順等については、重要説明事項として周知するほか事業所内に掲示し、利用者の権利保護とサービスの質の向上に資するものとします。

（緊急時等における対応方法）
第 13 条　訪問入浴介護従業者等は、訪問入浴介護を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは､速やかに主治の医師又は当事業所の協力医療機関である総合病院「桜町病院」に連絡する等の必要な措置を講ずる。

（事故発生時の対応）
第 14 条　指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合､「基準」に従って、保険者利用者、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
2　事故の状況及び事故に際して執った処置を記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
3　第 1 項による保険者への報告は､「小金井市介護保険事業者による事故発生時の報告取扱要綱」の規定に従って行う。
4　リスクマネジメントマニュアルを作成し、事故発生したときは迅速かつ適切に対応するとともに、その原因を解明し、対策を実施し、再発を予防に努める。

（損害賠償責任）
第 15 条　事業所は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

（利用者に関する市町村への通知）
第 16 条　事業所は､「基準」の規定により利用者が次に該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を区市町村に通知します。
1)　正当な理由なしに指定訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき
2)　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき
2　事業所は、当該通知に係る記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存します。

（その他運営についての留意事項）
第 17 条　事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。
1)　採用時研修　採用後 1 ヵ月以内

2) 継続研修　　年２回以上

(実施規程等)
第 18 条　この規程に定めるもののほか、実施の細部に関し必要な事項は、社会福祉法人聖ヨハネ会理事長が別に定めるものとする。

(改正)
第 19 条　この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人聖ヨハネ会理事会の議決を経るものとする。

附　則
この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から改訂施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改訂施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改訂施行する。
この規程は、令和 6 年 3 月 21 日から改訂施行する。